

○早島町議会モニター設置要綱

(令和2年10月1日議会要綱第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、早島町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、早島町議会（以下「議会」という。）の運営等に関し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会の運営等に反映させ、もって議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、会議とは、議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、15人以内とする。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町内に在住、在勤又は在学する満18歳以上の者で、国会議員若しくは地方公共団体の議員又は国若しくは地方公共団体の常勤の職員でない者。ただし、議長が認める場合はこの限りではない。
- (2) 議会の仕組み及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(職務)

第5条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「早島町議会だより」及び「早島町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(提出された提言等の処理)

第6条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は、必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させる。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、早島町議会ホームページ又は早島町議会だよりで公表する。ただし、会議録は要点記録とし、議会モニターの氏名は公表しない。

(募集方法)

第7条 議会モニターの募集は、公募により行う。ただし、議長は、適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第8条 議会モニターは、公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第9条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該議会モニターを解任できる。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 議会モニターの任期は、2年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第11条 議会モニターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額を支給することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。